リスクアセスメントの普及促進に向けて (第2次リスクアセスメント等普及促進3か年計画抜粋)

新潟労働局

1 趣旨・目的

新潟労働局では、平成19年度からの「新潟労働局リスクアセスメント普及促進3か年計画」(以下、「第1次3か年計画」という。)により、リスクアセスメント等の普及促進を図ってきたところですが、県内の規模50人以上の事業場におけるリスクアセスメント等の実施率は、10.3%にとどまっていることから、県内におけるリスクアセスメント等の一層の普及を促進し、事業者による自主的な安全衛生管理活動の取組みを促進させることを目的として、新たに新潟労働局第2次リスクアセスメント等普及促進3か年計画を展開することとしました。

2 計画期間

平成22年度から平成24年度までの3か年とする。

3 対象事業場

労働者数50人以上の労働安全衛生法第28条の2に基づく努力義務対象事業場とする。

4 目標

- 1 対象事業場におけるリスクアセスメント等の実施率を25%以上とする。
- 2 労働者数100人以上の製造業におけるリスクアセスメント等の実施率を70%以上とする。

5 重点事項

- 1 リスクアセスメント等の実施体制等を整備させること。
- 2 リスクアセスメント等を安全衛生委員会等の調査審議事項とさせること。
- 3 リスクアセスメント等を実施した記録を作成させること。
- 4 リスク低減措置を実施させること。

6 指針の公表

平成18年労働安全衛生法改正以降、次の指針が公表され、その指針リーフレットは当局ホームページにも掲示してありますのでご覧ください。

- 1 危険性又は有害性等の調査等に関する指針 平成18年3月公表
- 2 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針 平成18年3月公表
- 3 機械の包括的な安全基準に関する指針 平成19年7月改正